

4. 共同受注の実態

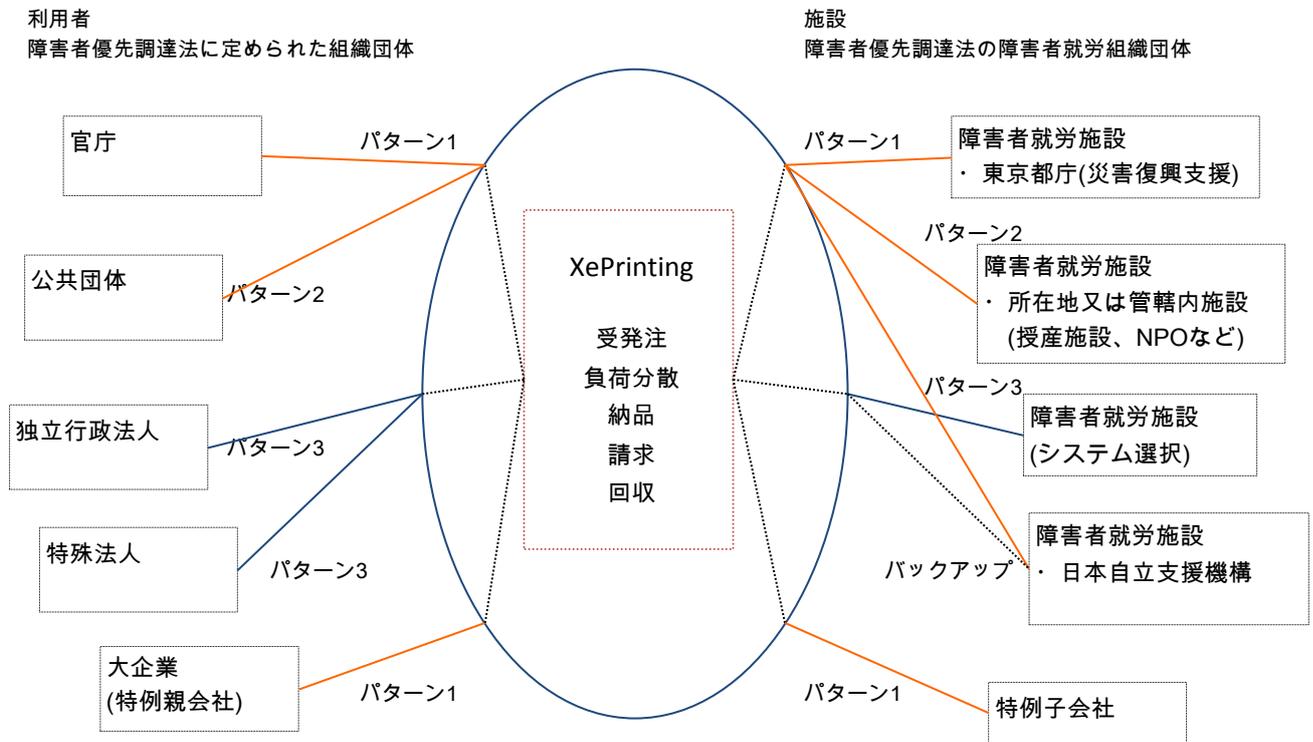
4-1. スキームの実施

平成25年1月現在、NPO日本自立支援機構が主宰する共同受注は、各々の利用者に共同受注の協力を要請し、合意のもと既に設備を有している障害者就労施設に名刺印刷業務を委託若しくは依頼している。

4-2. 施設決定優先順位

施設決定パターン	パターン内容	利用者	名刺作成施設 障害者就労施設
パターン1	利用者が障害者就労施設選択	東京都庁	南相馬市内NPO
		日総工産グループ	特例子会社 日総びゅあ
		沖電気グループ	特例子会社 沖ワークウェル
		あずさ監査法人グループ	特例子会社 あずさオフィスメイト
パターン2	利用者の管轄する障害者就労施設	中央区役所	中央区内NPO
		横浜市役所	横浜市在特例子会社
		川口市役所	川口市NPO
		南相馬市役所	南相馬市内NPO
		本宮市役所	本宮市内NPO
パターン3	システム(のロードバランスに任せる)選択	埼玉県社協	川口市NPO
		企業 東大生協	川口市NPO
		業 鶴信用金庫	中央区内NPO
		案内広告社	川口市NPO
		郵便局	川口市内NPO

4-3. 施設側の共同受注に関する処理基準と業務フロー。



4.4. 問題点と処置

パターン1及び2の場合の問題点

- ・施設の生産能力から大量注文時の対応が困難 (納期遅れとなり契約の不履行)

... バックアップ体制が必要 ... NPO自立支援機構

パターン3の場合の問題点

- ・最終生産物の品質のムラ

... 生産設備の統一 ... 生産設備の標準化 (NPO自立支援機構のコンサルテーション)